

報第 2 号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、岐阜県知事から、令和 7 年第 5 回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 19 日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 1 月 22 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

## &lt;地方教育行政の組織及び運営に関する法律&gt;

## (事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

## (教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## &lt;教育長に対する権限の委任等に関する規則&gt;

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（略）

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

第二条及び第三条 （略）

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる

2 教育長は、前項の規定により処理をしたときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 （略）

教総第523号

令和7年11月19日

岐阜県知事 様

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

令和7年11月14日付け人第473号で意見照会のありましたことについては、  
異議ありません。

## 令和7年第5回岐阜県議会定例会提出予定議案の概要（条例その他）

議第 号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり0.05月分引き上げる。

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>35</u> 月  $\begin{cases} 6月 : 2. \underline{175}月 \\ 12月 : 2. \underline{175}月 \end{cases}$	4. <u>40</u> 月  $\begin{cases} 6月 : 2. \underline{20}月 \\ 12月 : 2. \underline{20}月 \end{cases}$	※令和7年度は、12月期で調整  $\begin{cases} 6月 : 2. 175月 \\ 12月 : 2. \underline{225}月 \end{cases}$

（令和7年度分は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、令和8年度分以降は令和8年4月1日から施行）

## 令和7年第5回県議会定例会提出予定議案

### 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の改正の概要

#### 1 主な改正理由

- 10月9日付けの人事委員会勧告に鑑み、職員の給与改定等を実施するため。

#### <改正が必要となる条例>

- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）
- 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岐阜県条例第48号）
- 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38号）
- 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年岐阜県条例第33号）

#### 2 改正内容

##### 人事委員会勧告に伴う本年度の給与水準改定等

###### (1) 給料表の改定 (①:別表第1～第5 ②:別表第1、別表第2 ③:別表)

(令和7年4月から遡及適用)

- 行政職給料表 (改定率 2.91% 改定額 10,988円)
 

若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても昨年を上回る引上げを行う国家公務員の俸給表改定に準じて全級全号給を引上げ
- その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ

###### (2) 初任給調整手当の額の改定 (①:第10条の2、医師・歯科医師が対象)

(令和7年4月から遡及適用)

- 医療職給料表（一）の改定状況を勘案し、支給月額の上限を 370,400円から 371,300円に引上げ

###### (3) 通勤手当の見直し (①:第12条の6、④:附則第33項)

(令和7年4月から遡及適用)

- 自動車等使用者に係る現行の中長距離区分の手当額を200円～7,300円までの幅で引上げ

(令和8年4月から実施)

- 自動車等使用者について、支給月額の上限を62,700円とし、人事委員会規則において新たな距離区分を創設

###### (4) 宿日直手当の改定 (①:第18条)

(令和7年4月から遡及適用)

- 勤務1回に係る支給額の上限を通常の宿日直勤務は4,400円から4,700円に、医師・歯科医師の宿日直については21,000円から22,500円に、特殊な業務を

主とする宿日直勤務は 7,400 円から 7,700 円に引上げ

#### (5) 期末・勤勉手当の支給月数の改定

(①：第 23 条第 2 項、第 25 条第 2 項 ②：第 7 条第 3 項 ③：第 5 条第 2 項)

**(令和 7 年 12 月分から実施)**

- ・年間 +0.05 月の引上げ
- ・支給割合の概要は別紙 1 及び別紙 2 のとおり

#### 3 施行日等

- ・2 (1)、(2)、(3) ①、(4)

施行日：公布の日から 1 月を超えない範囲内において規則で定める日

適用日：令和 7 年 4 月 1 日

- ・2 (3) ②

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

- ・2 (5)

令和 7 年度分については上記 2 (1) の施行日から施行し、12 月 1 日から適用

令和 8 年度分については令和 8 年 4 月 1 日から施行

#### 4 その他

10 月 9 日付けの人事委員会勧告のうち、施行日が令和 7 年 4 月 1 日とされている特地勤務手当に準ずる手当及びべき地手当に準ずる手当の支給対象者の拡大は、令和 8 年第 1 回目岐阜県議会において改正予定。

## 別紙 1

## 期末・勤勉手当の支給月額の改定

(令和 7 年 12 月分から実施)

## ○一般職員：引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数（①：第 23 条第 2 項、第 25 条第 2 項）

&lt;再任用職員以外の職員&gt;（年間 +0.05 月）

区分		現行	R07. 12 改正後	R08. 4 改正後
期末手当	6 月期	1.25 (1.05) 月	1.25 (1.05) 月	1.2625 (1.0625) 月
	12 月期	1.25 (1.05) 月	1.275 (1.075) 月	1.2625 (1.0625) 月
小計		2.50 (2.10) 月	2.525 (2.125) 月	2.525 (2.125) 月
勤勉手当	6 月期	1.05 (1.25) 月	1.05 (1.25) 月	1.0625 (1.2625) 月
	12 月期	1.05 (1.25) 月	1.075 (1.275) 月	1.0625 (1.2625) 月
小計		2.10 (2.50) 月	2.125 (2.525) 月	2.125 (2.525) 月
合計		4.60 (4.60) 月	4.65 (4.65) 月	4.65 (4.65) 月

(注) 括弧内は管理・監督職員

&lt;再任用職員&gt;（年間 +0.05 月）

区分		現行	R07. 12 改正後	R08. 4 改正後
期末手当	6 月期	0.70 (0.60) 月	0.70 (0.60) 月	0.7125 (0.6125) 月
	12 月期	0.70 (0.60) 月	0.725 (0.625) 月	0.7125 (0.6125) 月
小計		1.40 (1.20) 月	1.425 (1.225) 月	1.425 (1.225) 月
勤勉手当	6 月期	0.50 (0.60) 月	0.50 (0.60) 月	0.5125 (0.6125) 月
	12 月期	0.50 (0.60) 月	0.525 (0.625) 月	0.5125 (0.6125) 月
小計		1.00 (1.20) 月	1.025 (1.225) 月	1.025 (1.225) 月
合計		2.40 (2.40) 月	2.45 (2.45) 月	2.45 (2.45) 月

(注) 括弧内は管理・監督職員

&lt;教育職給料表（一）適用職員のうち、学長の職を占める職員&gt;（年間 +0.05 月）

区分		現行	R07. 12 改正後	R08. 4 改正後
期末手当	6 月期	0.6625 月	0.6625 月	0.675 月
	12 月期	0.6625 月	0.6875 月	0.675 月
小計		1.325 月	1.35 月	1.35 月
勤勉手当	6 月期	1.0625 月	1.0625 月	1.075 月
	12 月期	1.0625 月	1.0875 月	1.075 月
小計		2.125 月	2.15 月	2.15 月
合計		3.45 月	3.50 月	3.50 月

## ○任期付研究員、任期付職員 (②: 第7条第3項)

- ・期末手当の支給月数 (年間 + 0.05 月)

区分	現行	R07.12 改正後	R08.4 改正後
6月期	1.725月	1.725月	<u>1.75月</u>
12月期	1.725月	<u>1.775月</u>	<u>1.75月</u>
合計	3.45月	<u>3.50月</u>	3.50月

## ○特定任期付職員 (③: 第5条第2項)

- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数 (年間 + 0.05 月)

区分		現行	R07.12 改正後	R08.4 改正後
期末手当	6月期	0.95月	0.95月	<u>0.9625月</u>
	12月期	0.95月	<u>0.975月</u>	<u>0.9625月</u>
小計		1.90月	<u>1.925月</u>	1.925月
勤勉手当	6月期	0.875月	0.875月	<u>0.8875月</u>
	12月期	0.875月	<u>0.90月</u>	<u>0.8875月</u>
小計		1.75月	<u>1.775月</u>	1.775月
合計		3.65月	<u>3.70月</u>	3.70月

## 別紙 2

## 期末・勤勉手当の支給月額の改定(年度ごとの比較)

## &lt;令和7年度&gt;

		6月期	12月期	計
一般職員	期末手当	1.25(支給済)	1.25→1.275	2.50→2.525
	勤勉手当	1.05(支給済)	1.05→1.075	2.10→2.125
	計	2.30(支給済)	2.30→2.35	4.60→4.65
管理・監督職員	期末手当	1.05(支給済)	1.05→1.075	2.10→2.125
	勤勉手当	1.25(支給済)	1.25→1.275	2.50→2.525
	計	2.30(支給済)	2.30→2.35	4.60→4.65
任期付研究員	期末手当	1.725(支給済)	1.725→1.775	3.45→3.50
特定任期付職員	期末手当	0.95(支給済)	0.95→0.975	1.90→1.925
	勤勉手当	0.875(支給済)	0.875→0.90	1.75→1.775
	計	1.825(支給済)	1.825→1.875	3.65→3.70

## &lt;令和8年度以降&gt;

		6月期	12月期	計
一般職員	期末手当	1.25→1.2625	1.275→1.2625	2.525(変更なし)
	勤勉手当	1.05→1.0625	1.075→1.0625	2.125(変更なし)
	計	2.30→2.325	2.35→2.325	4.65(変更なし)
管理・監督職員	期末手当	1.05→1.0625	1.075→1.0625	2.125(変更なし)
	勤勉手当	1.25→1.2625	1.275→1.2625	2.525(変更なし)
	計	2.30→2.325	2.35→2.325	4.65(変更なし)
任期付研究員	期末手当	1.725→1.75	1.775→1.75	3.50(変更なし)
特定任期付職員	期末手当	0.95→0.9625	0.975→0.9625	1.925(変更なし)
	勤勉手当	0.875→0.8875	0.90→0.8875	1.775(変更なし)
	計	1.825→1.85	1.875→1.85	3.70(変更なし)

人第473号

令和7年11月14日

教育長様

岐阜県知事 江崎禎英

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく  
意見の照会について

令和7年第5回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求める。

記

- ・知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例